

令和4年度 旭川市不育症治療費助成事業のご案内

◆制度の概要◆

不育症とは：妊娠しても、2回以上の流産や死産、生後1週間以内の新生児死亡を繰り返すことを不育症と呼びます。

旭川市では、不育症治療を受けられるご夫婦の経済的負担を軽減するため、不育症の治療に要する費用の一部を助成します。

対象者 医師が不育症と診断した次の①～④のすべてに該当する方

- ① 治療（検査含む）開始日に法律上の婚姻をしている夫婦
- ② 申請日に夫婦またはどちらかの住民票が旭川市にある方
- ③ 夫婦の合計所得が730万円未満
- ④ 国内の産科・婦人科を標榜する医療機関で治療を受けた方

対象となる検査・治療

◆検査 不育症の因子を特定するための検査

（子宮形態検査・染色体検査・内分泌検査・抗リン脂質抗体検査・凝固因子検査）

◆治療 特定した因子を改善するための治療

（手術療法・着床前診断・抗甲状腺薬・甲状腺ホルモン剤・インスリン・低用量アスピリン療法・ヘパリン療法・カウンセリング）

※保険適用内外は問いません。平成29年4月1日以降に検査及び治療した費用に限ります。

助成回数・限度額

◆1回の治療期間につき、10万円を限度に助成します。回数の制限はありません。

※1回の治療期間とは、不育症の診断をするための検査を開始した日から、妊娠が確定し出産（流産または死産含む）した日、または医師の判断により治療を終了した日までの期間になります。

申請の期限

◆1回の検査及び治療終了日から60日以内、かつ治療終了日の属する年度内です。（60日以内、または年度内に申請できない理由がある場合（必要な書類の準備に時間を要するなどの特別な事情があると認められる場合、または治療終了日が2月～3月で治療終了日の属する年度に申請できない場合は、必ず期限内に問合せが必要です。）

（年度：4月1日～翌年3月31日）

※ 申請に必要な書類については裏面をご参照ください

不育症に関する相談窓口

☆不妊専門相談センター（旭川医科大学・産婦人科）

- 【電話】 68-2568（専用電話）
- 【相談日】 毎週火曜日（事前に電話での予約が必要です）
- 【予約受付】 月～金曜日（10～16時）

相談・申請に関する
問合せ先

- ☆旭川市子育て支援部 おやこ応援課
- ☆電話 26-2395
- ☆受付時間 8:45～17:15

<申請に必要な書類>

※書類請求の際は、窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。各書類で必要なものが異なりますので各担当課までお問い合わせください。なお、代理人の方が申請する場合は、委任状が必要です。

①旭川市不育症治療費補助金申請書

- ◆市内産科・婦人科医療機関及び申請窓口を設置しています。また、市のホームページで様式をダウンロード（ホーム>くらし>子育て・学校教育>手当・助成金など>各種助成・補助金で検索）できます。
- ◆申請金額は受診等証明書の金額と異なる場合がありますので、空欄のまま申請窓口にお持ちください。

②旭川市不育症治療費補助に係る受診等証明書（不育症治療を実施した医療機関で発行）

③対象となる治療費の領収書及び診療明細の原本

- ◆「不育症治療費助成事業受診等証明書」に記載された治療期間内のもの。医療機関の医師からの指示の下、他の医療機関で行った治療を含みます。
- ◆確定申告（医療費控除）をされる方は、確定申告前に不育症治療費の申請をしてください。

④振込口座の通帳

- ◆支店番号を確認するため、通帳(コピー不可)を持参してください。

⑤夫と妻それぞれ1本ずつの印鑑（通帳印でなくても可、シャチハタ不可）

⑥「住民票」等（夫または妻が市内に居住していることを確認するための書類）

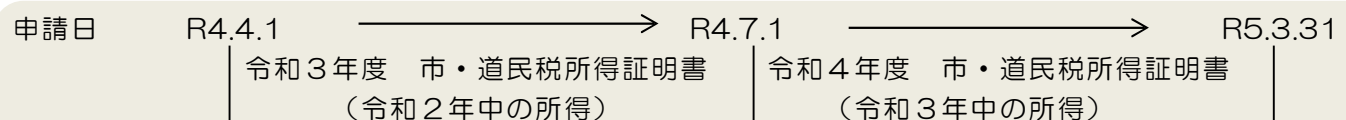
- ※住民票等は、すべて個人番号(マイナンバー)の記載のないものをご用意ください。
- ◆発行日から3か月以内かつ年度内(令和4年度)のもの。
- ◆夫婦同一世帯の場合、「世帯全員のもの」で「続柄記載」のものを提出してください。
- ◆夫婦同一世帯ではない場合、必要書類が異なるのでお問い合わせください。
- ◆住民票は市役所市民課（総合庁舎1階）または第二庁舎1階、各支所で発行しています。住民票請求の際の必要書類等については、市民課（電話25-6204）にお問い合わせください。
- ※同一年度内2回目以降の申請は、前回申請時と変更がない場合は提出の必要はありません。

⑦戸籍謄本（治療開始日に婚姻関係にあることを確認するための書類）

- ◆発行日から3か月以内のもの。
- ◆旭川市での申請が初めての方（過去に旭川市で補助金の交付を受けたことがある方は必要ありません）

⑧夫と妻の「市・道民税所得証明書」（夫婦それぞれの所得を証明する書類）

- ◆発行日から3か月以内のもの。
- ◆収入のない方も必要です。
- ◆1月～6月までの申請は前々年の所得、7月～12月までの申請は前年の所得の証明書



※証明年度の1月1日現在に住民票のあった自治体で申請してください。なお、旭川市以外の自治体では証明書の名称や内容が異なる場合があるため、内容を確認の上申請してください。

- ◆市・道民税所得証明書は、市役所税制課諸税係（総合庁舎2階16番窓口）または第二庁舎1階、各支所で発行しています。税の申告（年末調整・確定申告等）をした後でなければ所得を受けられない場合があります。詳しくは税制課諸税係（電話25-5604）にお問い合わせください。
- ◆前回申請時と同じ証明年度の場合は、提出の必要はありません。